受
24.6.22
付
小郡三井医師会

福県医発第823号（地）
平成24年6月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公印省略）

官報掲載事項の一部訂正について及び日本医師会作成
「改定診療報酬点数表参考資料」の正誤表（その３）の送付について

平成24年度診療報酬改定関連の告示・通知等につきましては、平成24年３月10日付け福県医発第2880号（地）「平成２４年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付について」等により、順次ご連絡申し上げているところでありますが、今般、厚生労働省保険局医療課より平成24年６月12日付け「官報掲載事項の一部訂正について」が発出されました旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

また、これに伴い、日本医師会作成「改定診療報酬点数表参考資料」についても修正が必要な箇所について、別添のとおり正誤表（その３）が作成されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【改定診療報酬点数表参考資料の正誤】

○平成２４年３月５日付け

・診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第７６号）
・基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第７７号）
・特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第７８号）

○平成２４年３月１９日付け

・複数手術に係る費用の特例を定める件の一部を改正する件
（厚生労働省告示第１３８号）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

（保 62）
平成２４年６月１５日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴　木　邦　彦

官報掲載事項の一部訂正について及び日本医師会作成
「改定診療報酬点数表参考資料」の正誤表（その３）の送付について

平成２４年度診療報酬改定関連の告示・通知等につきましては、平成２４年３月６日付け日医発第１１１４号（保253）「平成２４年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付について」等により、順次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成２４年６月１２日付け「官報掲載事項の一部訂正について」が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、これに伴い、日本医師会作成「改定診療報酬点数表参考資料」についても修正が必要な箇所について、別添のとおり正誤表（その３）を作成しております。（訂正のあった告示は、下記のとおりです。）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【改定診療報酬点数表参考資料の正誤】
○平成２４年３月５日付け
・診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第７６号）
・基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第７７号）
・特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第７８号）
○平成２４年３月１９日付け
・複数手術に係る費用の特例を定める件の一部を改正する件
（厚生労働省告示第１３８号）

＜添付資料＞
１．官報掲載事項の一部訂正について
（平24.6.12　事務連絡　厚生労働省保険局医療課）
２．改定診療報酬点数表参考資料（平成24年4月1日実施）《正誤表（その３）》
（日本医師会）

事　務　連　絡
平成 24 年 6 月 12 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成 24 年３月５日付官報（号外第４９号）等に掲載された平成 24 年度診療報酬改定に伴う関係告示について、別紙のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

（別紙）

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十六号（診療報酬の算定方法の一部を改正する件）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
一〇	上	終わりから三	4　保険医療機関	4　保険医療機関
三六	下	終わりから一八	行い、かつ、	行い、かつ、
三七	下	終わりから一五	ＨＢｓ抗原、ＨＢｓ抗体	ＨＢｓ抗原、ＨＢｓ抗体
四一	上	終わりから一	、区分番号	、区分番号
四五	下	二〇	第２部	第２部
七〇	下	終わりから一一	注	注
		終わりから一〇	薬価	薬価
		終わりから一六	につき	数につき
八二	下	終わりから一五	薬価	薬価
九五	下	終わりから四	内反足足板挺子固定	内反足足板挺子固定
一一五	下	九八	薬価	薬価

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
八	上	終わりから一一	三十一日	三十日
一一五	下	二一	ヶ	エ
二二	上	四	特定入院料のの	特定入院料の
五〇	上	終わりから八	月１回	月１回（別に厚生労働大臣が定める者については、月２回）
六三	下	終わりから一九	30	35

一五〇	上	終わりから二	及び又は	又は
		二		

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十七号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一七七	下	終わりから三	栄養管理実施加算を算定している	栄養管理計画が策定されている
一九〇	上	一四	中礼内村	中札内村

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十八号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（印刷誤り）

一九三	下	九	外来緩和ケア診療	外来緩和ケア
		十	緩和ケア	緩和ケア診療
一九八	上	終わりから一	訪問看護	訪問介護
		三		
二〇七	上	一六	苔癬（たいせい）	苔癬（たいせん）
二一二	下	二〇	行う	行う

平成二十四年三月五日（号外第四十九号）厚生労働省告示第七十八号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一九八ページ上段終わりから一六行目と終わりから一五行目の間に次のように加える。

四の三　訪問看護指示料の注2に規定する者

気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を越える褥瘡（じょくそう）の状態にある者

一九八	上	終わりから一	四の三	四の四
		五		
	下	終わりから一	通せる	通わせる

平成二十四年三月十九日（号外第六十一号）厚生労働省告示第百三十八号
（複数手術に係る費用の特例を定める件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

一	三	終わりから一	腱
二	上	一	腱
		一三	腱
		二五	腱
		終わりから一	腱
		七	
		終わりから五	腱
		七	腱
	下	終わりから二	子宮全摘出
六	上	五	

腱	
腱	
腱	
腱	
腱	
腱	
腱	
腱	
子宮全摘術	

（原稿誤り）

三	下	終わりから一	）（上行大動脈（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）並びに上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）を除く。）

平成二十四年三月十九日（号外第六十一号）厚生労働省告示第百四十一号
（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件）

（原稿誤り）

七九ページ下段終わりから一行目と八〇ページ一行目の間に次のように加

える。

本文中「別表11」を「別表17」に改める。

改定診療報酬点数表参考資料
（平成２４年４月１日実施）
《正誤表（その３）》

１．平成２４年３月５日付　厚生労働省告示第七十八号との正誤

特掲診療料の施設基準等（告示）		
605	四の三　介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者	(9)　児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）~~第五条第一項第四条~~に規定する指定児童発達支援の事業を行う者（当該事業を行う事業所が児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十三条に規定する児童発達支援センター又は主として重症心身障害児（同法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせるものである場合を除く。）及び同令~~第六十六条第一項第六十五条~~に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者（当該事業を行う事業所が主として重症心身障害児を通わせるものである場合を除く。） (10)　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者~~及び~~、同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者（同法第五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者を除く。）

２．平成２４年６月１２日付　厚生労働省保険局医療課事務連絡による正誤

ページ	項　目	正　　誤
第１章　基本診療料 **第２部　入院料等**		
13	Ａ１０３　精神病棟入院基本料	注６　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ　～　コ　≪略≫ ~~ニ~~**エ**　病棟薬剤業務実施加算 テ　データ提出加算
24	Ａ２１３　看護配置加算	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料の~~ロ~~うち、看護配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
第２章　特掲診療料 **第２部　在宅医療**		
194	Ｃ００７　訪問看護指示料	注２　当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、当該患者の急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、その旨を記載した訪問看護指示書を交付した場合は、特別訪問看護指示加算として、患者１人につき月１回**（別に厚生労働大臣が定める者については、月２回）**に限り、所定点数に 100 点を加算する。
第３部　検査		
250	Ｄ２１１－３　時間内歩行試験	注２　区分番号Ｄ００７の ~~30~~ **35** に掲げる血液ガス分析、区分番号Ｄ２００に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号Ｄ２２０からＤ２２３－２までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。
基本診療料の施設基準等（告示）		
520	第八　入院基本料等加算の施設基準等	二十八　栄養サポートチーム加算の施設基準等 （２）　栄養サポートチーム加算の対象患者 栄養障害の状態にある患者又は栄養管理を行わなければ栄養障害の状態になることが見込まれる患者であって、~~栄養管理実施加算を算定し~~**栄養管理計画が策定され**ているものであること。
535	別表第六の二　厚生労働大臣が定める地域	一　～　三　≪略≫ 四　北海道帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、~~中札内村~~**中札内村**、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町の地域 五　～　三十　≪略≫
特掲診療料の施設基準等（告示）		
605	第四　在宅医療	四の二　厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者 ≪略≫ **四の三　訪問看護指示料の注２に規定する者** **気管カニューレを使用している状態にある者又は真皮を越える褥瘡の状**

<table>
<tr><td></td><td></td><td>態にある者
四の~~三~~四　介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者
≪以下略≫</td></tr>
<tr><td colspan="3">複数手術に係る費用の特例（告示）</td></tr>
<tr><td>699</td><td>別表第一</td><td><table><tr><td>Ｋ５６０　大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）（上行大動脈（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）並びに上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術（大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの及び人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術に限る。）を除く。）</td><td>Ｋ５５５　弁置換術</td></tr></table></td></tr>
</table>